

# 中野区教育委員会会議録

令和元年第20回定例会

令和元年7月19日

中野区教育委員会

令和元年第20回中野区教育委員会定例会

○日時

令和元年7月19日(金曜日)

開会 午前10時00分

閉会 午前10時52分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

参事(子ども家庭支援担当) 小田 史子

子ども・教育政策課長 永田 純一

学校再編・地域連携担当課長 伊藤 廣昭

保育園・幼稚園課長 濱口 求

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 石崎 公一

子ども教育施設課長 塚本 剛史

子ども特別支援課長 中村 誠

○書記

教育委員会係長 落合 麻理子

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○傍聴者数

9人

○議事日程

1 協議事項

(1) 幼児教育無償化に係る中野区立幼稚園条例の一部改正について（保育園・幼稚園課）

2 報告事項

(1) 事務局報告

① 旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について（子ども・教育政策課）

② 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎等整備基本構想・基本計画の策定について（子ども教育施設課）

③ 平成30年度就学相談及び転学・通級相談件数について（子ども特別支援課）

## ○議事経過

午前10時00分開会

入野教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第20回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、伊藤委員にお願いいたします。

本日の議事はお手元に配付の議事日程のとおりでございます。

### <協議事項>

入野教育長

それでは協議事項に入ります。「幼児教育無償化に係る中野区立幼稚園条例の一部改正について」を協議いたします。

初めに事務局からご説明をお願いいたします。

保育園・幼稚園課長

それでは、幼児教育無償化に係る中野区立幼稚園条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明させていただきます。

国が進める少子化問題の解決策といたしまして、2019年5月に子ども・子育て支援法が改正され、同年10月から幼児教育無償化が実施されます。これに伴いまして、中野区立幼稚園の保育料を無料とする必要があることから、条例の一部を改正するものでございます。

対象者は区立幼稚園2園に通う3歳から5歳の園児の保護者です。

恐れ入りますが新旧対照表をご覧ください。表の右側の現行の保育料について定めております第2条から第4条を改め、改正案の第2条で保育料は無料とするとしております。また新旧対照表の2ページ目の現行の下段にあります別表（第2条関係）保育料徴収基準を改正案において削除しております。

なお附則におきまして、この条例改正は令和元年10月1日から施行するものとし、第2項において施行日前の利用に係る保育料については、従前どおりとするとしております。

恐れ入りますが最初の資料にお戻りいただきまして、今後の予定でございます。7月26日の教育委員会定例会に議案を上程し、議決をいただいた後、区長宛て区議会議案の提出依頼を行い、9月の区議会第3回定例会へ条例案を提出する予定でございます。

補足説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がございましたらお願いいたします。

田中委員

説明ありがとうございます。3歳から5歳の幼稚園の子どもたちは無料ということですが、区で実施を始めた預かり保育もこの中に含まれるのでしょうか。

保育園・幼稚園課長

幼稚園の預かりにつきましては、この条例とは別でございますので、含まれてございません。預かりの事業につきましては、これとは別に上限額が1万1,300円までということで上限が決まっております、その範囲内での利用が無償となるという国の考え方に沿って、無償の対象になると考えております。

田中委員

ということは、この事業とは別の形で無料になっているということなののでしょうか。

保育園・幼稚園課長

説明が不足しておりますので申し訳ありません。幼稚園預かり事業につきましては、要綱のほうで定めておりますので、そちらのほうでまた要綱の規定を変える予定でございます。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。

渡邊委員

国の施策によってこの形になるのですけれども、私立幼稚園におかれましては、これについてはどのような扱いになっているのですか。

保育園・幼稚園課長

私立幼稚園は中野区ですと、子ども・子育て新制度に移行していない私立園がほとんどなのですけれども、そちらにつきましては、上限額が2万5,700円までと決まっております。その上限の範囲内であれば無償の対象となり、上限額を上回る保育料につきましては、一部保護者の方がご負担いただくというような制度になると想定してございます。

渡邊委員

つまり区立幼稚園はその上限額を超えていないので無料になるけれども、一部の幼稚園においては、その上限額を超えた保育料を徴収しているところがあると考えていてよろしいですか。

保育園・幼稚園課長

区立幼稚園、それから新制度に移行している幼稚園につきましては、全額が無償となります。基本的に国の基準をもとに制度が立ち上がっておりますので、保育料もその範囲内におさまるような制度になってございますので無償となります。

一方、私立の、移行していない幼稚園につきましては、各施設が保育料を定めておりますので、その施設によって金額に差がございます。ですので、国が全国の平均的なところを定めて2万5,700円の範囲内までを対象とするとしておりますので、施設によって若干負担があるなしという差が出てくるというつくりになってございます。

渡邊委員

今、認定こども園化を進めていて、幼稚園と保育園の区別がちょっとわかりにくくなった状態で、こども園に通われる子どもたちの対象は、どのような扱いになっているのでしょうか。

保育園・幼稚園課長

認定こども園利用のお子さまは、いわゆる幼稚園利用の1号認定というお子さまと、それから保育的な部分を利用される2号認定というお子さまに分かれます。1号認定の幼稚園のお子さんについては、今こちらでお話ししたとおり新制度の範囲内ですので、幼稚園の保育料は無償となります。

一方、保育園のほうも保育料につきましては、3歳から5歳のお子さんと0歳から2歳のお子さんの、住民税非課税世帯のお子さんが無償の対象となりますので、そちらのお子さんにつきましても、全額無償となるという予定でございます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

小林委員

参考までにお尋ねしたいのですけれども、この無償化によって、幼稚園に対しての何か規制であるとか、指導の縛りだとか、そういったものはあるのでしょうか。

保育園・幼稚園課長

今回の幼児教育の無償化は、国の考え方といたしますと少子化対策ということで、子育てするご家庭の負担を軽減するということを目的とした施策でございますので、特段それによって施設のほうに何かしらのお願いですとか、強制といったことはございません。

入野教育長

よろしいでしょうか。それでは、幼児教育の無償化に係る中野区立幼稚園条例の一部改

正に関する協議を終了したいと思います。

<報告事項>

入野教育長

次に報告事項ですが、委員活動報告については、事務局からのご報告はございませんが、各委員から活動報告がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

教育委員としての活動ではなかったのですが、この間、日本心理臨床学会と国際学校心理学会と、二つの学会に行っていました。

今年の、一つ感じた特徴といたしましては、さまざまな教育課題がある中で、支援者、教師も含めて、特に心理関係の学会ですので、スクールカウンセラーですとか、特別支援にかかわる支援員、支援者ということの養成という問題がどこの県でも、あるいはどこの国でも話題になっているところでした。それぞれやはり独自に課題に対して、どういうふうに人材を養成するかということを計画的に考えているということもよくわかりまして、そういった工夫というの、これから見相もできる中で重要ではないかなと思えました。

以上です。

入野教育長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

田中委員

これも、教育委員とは直接ではないのですが、先日、小児保健学会というのがあるところに行ってきたのですが、その中で聖徳大学の小児科の原田先生が、加熱式たばこの子どもたちへの危険ということで話をされています。

僕もこの辺、よく知らなかったのですが、電子たばここと加熱式の葉たばここというのがあって、日本で認められているのは加熱式のたばこだそうですけれども、世界的には文献検索をすると、安全性が認められていないので、世界中で流通している90%は日本で流通しているということでした。このカプセルの誤飲事故は、日本で解禁された2016年以降急増していて、去年を例にとると、普通のいわゆる紙巻きたばこよりも、加熱式のカプセルを飲み込む事故が多いということが報告されていました。いろいろな意味でやはり子どもたちの安全と、小学校、中学校での子どもの教育にもこういったことをきちんと伝えることをしていかななくてはいけないのではないかと話をされていました。

以上です。

伊藤委員

もう一つ、北海道の胆振地震があった場所だったのですけれども、児童館と幼稚園と子育て支援の複合施設を見学してきました。

そこは地震で大きな災害があったときの支援の拠点になったところだったのですが、児童館と幼稚園と子育て支援の複合施設に温水プールですとか、あるいは非常にすてきな、巨大なというか、ピザが釜で焼けるとか、大変すてきなキッチンがあったり、いろいろなことをあらかじめ用意してあったことで、地震になったときにもそういったところが食事の拠点になったりとか、いろいろなことに使われて、町の人全体に利益があったということがよくわかりました。

また国際学校心理学会はスイスのバーゼルというところであったのですが、そちらでも幼稚園、保育園のような幼児教育施設をつくる際に、移転とかいろいろなことの中で、跡地ですとかそういったものも市民の方々に残すという形で。申し上げたいことは、単に子どもということではなくて、それ以外の市民の方、高齢の方にとっても、緑があって、豚も飼われていたりとか、そういうすてきな施設がその後、いろいろな形で市民の財産になっていく。あるいは幼稚園、児童館、子育て支援という形で共用されることで、またそれが何かのときに市民の方の資源となっていくということが二つ、よくわかる事例でしたので、そのことをご報告いたします。

入野教育長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

それでは、私のほうから17日水曜日に中学校のPTA連合会と、区長と教育長との懇談会がございまして、出席してまいりました。生徒の安心・安全と教育環境についていろいろご意見を交わすことができました。またおいおいお話をしてまいりたいと思います。

ご報告は以上でございます。よろしいでしょうか。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「旅館業営業許可に係る意見の申出状況について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長教育

それでは、旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について、お手元の資料によりまし



て、ご報告をさせていただきます。

これは旅館業法第3条第4項の規定に基づきまして、保健所長から教育委員会に対しまして意見の求めがございましたので、従前の例によりまして、教育委員会の意見として申出をさせていただきました状況について、ご報告をさせていただくものでございます。

まず一つ目の保健所長から求められた意見についてでございます。中野区立学校のおおむね100メートルの区域内で旅館業の営業許可を与えるに当たりまして、当該学校施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかについて、意見の申出を行うものでございます。

2番、教育委員会の意見の申出についてでございます。この意見の申出につきましては、当該学校長の意見を聴取いたしまして、従前の例によりまして教育委員会の意見の申出をいたしました。今年の3月から6月にかけて、3件でございました。回答件数は簡易宿所について1件、旅館・ホテル営業については2件でございます。申請地及び学校との距離等につきましては、別紙1に記載させていただいております。所在地あるいは施設の規模等については、この3件でございます。

このそれぞれにつきましてでございますが、教育委員会の意見でございます。当該学校施設の清純な施設環境の維持、そして運用ルールの確立について配慮を求めること。二つ目といたしまして、地域の良好な生活環境を保つため、地域の住民からの苦情等への対応を適切に行うための体制の確保や、当該施設の管理者への指導を要望すること。三つ目といたしまして、当該施設の管理者におきましては、利用ルールの徹底や責任をもって管理をすることなどを要請するというところで、以上この3件につきまして、同じ内容で意見の申出をさせていただきました。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がございましたらお願いいたします。

田中委員

この3件の報告については了解しました。教育委員会でも以前幾つか議論をして、教育委員会としての意見を付して保健所へ出した事例が幾つかあったと思うのですけれども、今までそういった中で、環境を害するような事例というのはあったのでしょうか。

子ども・教育政策課長

これまでの事例の中で、具体的にそうした教育環境を著しく害する恐れがあるというも

のはございませんでした。

入野教育長

よろしいでしょうか。ほかにございますか。ありがとうございました。

この6月までの3件のご報告をいたしました。本報告は終了いたします。

事務局報告の2番目、鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎等整備基本構想・基本計画の策定についての報告をお願いいたします。

子ども教育施設課長

では、鷺宮小学校・西中野小学校の統合新校校舎につきまして、今回基本構想・基本計画を策定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

こちらの統合新校につきましては、現在の第八中学校を敷地としまして、新校舎を建設いたします。令和5年度からの利用開始を予定してございます。

資料の2枚目以降の配置図並びに平面図をご覧くださいと思いますが、こちらの敷地につきましては、道路を挟んだ二つの敷地で構成されてございます。校庭は南側の敷地に配置いたしまして、二つの敷地にそれぞれ建物を設置いたします。この二つの建物を道路上空通路で結ぶというのが、今回の基本計画における特徴の一つとなっております。

現在の第八中学校におきましても、道路上空通路が設置されてございますが、現在の八中の通路は屋外通路でございます。それに対しまして、今回新校舎の上空通路につきましては、建物内部の通路として計画しているものでございます。

今後の基本設計作業を進めていく中で、こちらの道路上空通路の構造でありますとか幅、しつらえ、そういったものについて、まずは児童の安全確保を第一としながらも、同時に今回の新校舎のポイントにもなりますことから、児童にとっても楽しくてすてきな空間となるように、具体的な検証を進めてまいりたいと考えてございます。

中身の説明は省かせていただきまして、最初の資料にお戻りいただければと思います。こちら2番、基本構想・基本計画（案）に係る意見交換会の実施結果でございますが、こちらにつきましては、本年2月に2回開催いたしました。頂戴いたしました主なご意見といたしましては、道路上空通路でありますとか、西武新宿線の踏切における安全性に対するご意見、そういったもののほか、一足製の運用でありますとか、敷地の高低差などについてのご意見もございました。

そのうち、西武新宿線を渡る通学路に関しましては、今後、踏切の安全確保策でありますとか、跨線橋の設置、そういった考え方、可能性につきましても、検討を進めていると

ころでございます。敷地の高低差に関しましても、現在既存の擁壁がございますが、こちらの安全性などについてまずしっかりと確認をして、基本設計の中で今後のあり方についてはしっかりと検討を行ってまいりたいと考えてございます。

今後の予定でございますが、この7月から基本設計作業を開始いたします。来年2020年の12月ごろまで基本設計、そして実施設計の作業を行ってまいります。2020年度末からは現在の第八中学校の解体工事を開始いたしまして、約2年間の工事の後、2023年度、令和5年度になりますが、新校舎の供用開始を予定してございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

いろいろとご検討をありがとうございます。今回防災に関してかなりいろいろ検討していただいたということがありまして、避難経路の確保とか、さらなる、北側校舎に屋外階段を新たに設置とか、本当にすばらしい案だと思います。ありがとうございます。

ただ今回少し気になったのが、ニュースで京都の火事の事件がありまして、今回の話とは違うのですが、3階から屋上へ出ていく通路の鍵が閉まっていたからみんな開けられないで、そこで行きどまったのではないかという。それは正式な発表ではないのですけれども、でも屋上の外に出られなかったと。ドアが勝手に開いたら人が入ってくるからそれは困るけれども、いざというときにみんなで逃げて行ってドアが開かないとか。新しい学校なんかはそういうことに対応されているとは思うのですけれども、既存の学校でやはり廊下とか通路というのは、人間の逃げ道であると同時に、煙の逃げ道でもあるので、そのあたりをわかりやすい形で、そういったことも安全であるということを検討していただきたい。

それと意見交換会で寄せられた質問・意見の中に、保健室から校庭までの距離があるという、この考え方なのではけれども、防災になったときに校庭が避難所として開放される場合、これからの建物は余り倒壊しないので、実際、保健室が救護所になる可能性が極めて高いのですね。そうすると、今までのとおり保健室から校庭へ直接出られるような戸がないと。それとか、けがをして担架で運ぶような状況下において、校庭に救急車が入れるということと、担架で、そこにベッドで置けるような。救急で、保健室でなくてもそれにかわるような施設みたいなものが。災害時にそこが拠点になり得るような、そこも少し検

討いて、加えていただきたいなど。

必ずしも保健室である必要はないのですけれども、それに準ずるような、組みかえられるような、災害時のときには、転換ができるような形を。

だからどういうことかという、水回りだとか、いろいろと防災に必要な部分が、水回りが動くかどうかわからないのですけれども、排水だとか、目隠しだとか、双方向に出られるとか、バリアフリーで担架が出せるとか、ベッドが置けるとかという話になるのだと思うのですけれども、ご検討よろしく申し上げます。それは完全に組みかえることではないので、工夫でできるのではないかと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

子ども教育施設課長

今、頂戴いたしましたご意見の中で、具体的にこれから基本設計の作業の中で検討は進めていくところではございますけれども、確かに校庭部分から救護ができるようなお部屋ということで、実際には一つお部屋を想定しているところはございます。今後、学校長ですとか教員の皆様と具体的な運用の方法を考えながら、今、ご指摘いただいたように設備のあり方、そういったところも具体的に詳細を詰めていきたいと考えてございます。

入野教育長

ほかにもございますでしょうか。

伊藤委員

いろいろと工夫をしてくださってありがとうございます。何度見ても難しい敷地だなと思うのですけれども、ぜひ、こだわるようだけれども、西武線のほうの敷地、南側の敷地の屋外階段のところの三角形のスペースがどうしても気になるというか、何かもっとこれを生かせないのかなと思うのですけれども、ここをもう少し一体的にして、ここまで屋内にしまおうとか、何か工夫をしていただけると。ただの四角というのではなくて、もっとワクワクするようないろいろな空間をつくっていただけるといいのではないかなと思います。

学会のときにもいろいろなものを見たのですけれども、やはりデザインということが単なる置き物というか箱というのを、すごく生き生きした場に変えていくのだというような、そういう考え方も学べたと思っていて、そういう意味でもデザインはとても大切だと思いますので、さらに工夫をしていただけるとありがたいなと思っています。

そういう意味で廊下も狭目なので、普通教室のスペースをとると仕方ないのだと思いま

すが、廊下に圧迫感がないように、オープンスペースのクラスにはできないのだと思うのですけれども、廊下側の窓を大きくとるとか、安全に配慮した上で開放感が持てるようなデザイン上の工夫など、そういったところにも配慮いただけると、快適な生活空間になるのではないかなと思いましたが、よろしく願いいたします。

小林委員

今、伊藤委員からもこの角の敷地がうまく利用できないかとかいうお話があって、私もその意見を伺って感じるがあります。

確かに二つに分かれている。非常に困難な状況とも言えますが、逆にこれは利点でもあるかなと思っています。例えばこういう角も全く新しい発想でいろいろ考えていただきたいなど。例えば野外ステージをつくるとか、シンボルツリーをつくって、そこで屋外授業ができるようなスペースをつくるとか、同じ公立学校でも地方へ行きますと、さまざまな工夫があるんですね。しかしながら学校はやはり最低限必要となるものがありますので、それをクリアするだけでいっぱいいっぱい、結局どこを切っても同じような金太郎飴みたいな校舎ができてしまうと。

私は今から40年以上前に、静岡県沼津市に私立の加藤学園という学校があるのですが、ここはいち早く昭和の時代にオープンスペースを取り入れているんですね。しかし今、日本全国でオープンスペースを有効に使っている教育というのは、約半世紀たってもなかなか見い出せないでいるという実態があります。それだけ学校は変わらない良さと、それから変わらない危なさというのでしょうか。改革できない厳しさもあろうかと思うのですけれども、ぜひこういう敷地だからこそ、新しい発想で発信できるような。公立学校だから平等性とか共通性とかいろいろあると思うのですけれども、それは子どもにとってプラスであれば、どんどん新しいものを切り開いていく必要があると思うのです。

例えば今、文部科学省は中央教育審議会でも小学校5、6年生の教科担任制を検討しているわけですね。これが何を意味しているかといったら、もう小学校の6年制を義務教育学校ができた段階で、その6年がどうなのかというようなことを考えているわけですね。そうしたときに、この二つの形状を1～4年生と5～6年生にきれいに分けてみるとか、これも一つの考え方ですね。このとおりできるかどうかはともかくとして、いろいろな可能性、発想を踏まえて新しい学校の形をつくっていただきたいというのが、私は一委員としての切なる願いです。

以上です。

伊藤委員

最近給食室とかが地下にある学校というのも見るのですけれども、これは段差のある敷地だったりもするので、運動場と給食室を地下にしたら大分、上の吹き抜けになっている部分をフラットに使えて、相当スペースがとれて、そこに集会スペースみたいなのが置けたりするかもしれないと思ったりもするのですけれども、地下とかそういうことはできないのですよね、きっと。

子ども教育施設課長

これまでの検討の中で、確かに高低差がございますので、逆にそれをうまく利用して半地下ですとか、そういった検討も行ってまいりました。具体的にはいろいろ計画上難しい部分がございますので、最終的にはこういったご提案をさせていただいているところでございます。

今後、ほかの学校においても、最大限そういった工夫も取り入れながら、計画は進めてまいりたいと考えております。

田中委員

ちょっと聞きたいのですけれども、平面図の校庭側の北側というのですか、四角いちょっと出っ張ったスペースがあるのですけれども、ここは何か活用の想定というのはあるのでしょうか。

入野教育長

空中通路の上の部分ですね。

子ども教育施設課長

ここは今のところ建物としては、何ら設置する予定はございません。今後、例えば学校との打ち合わせの中で、畑だったりだとか、日当たりの様子、近隣の様子なんかも含めて、どういう使い方がいいのか、具体的にまた考えてまいりたいと思います。

田中委員

ここに、もちろん長方形だと無理ですけれども、長方形がちょっと曲がったような建物をつくるということは、法律的に無理なのでしょうか。

子ども教育施設課長

無理ということは恐らくはないと思うのですが、当初より計画してきたボリュームの考え方の中で、今回のプランが一番適しているという判断に至ってございます。

入野教育長

このそばに出入り口があるということですか。

子ども教育施設課長

道路からの出入り口という意味合いでは、1階の配置図をご覧いただければと思うのですが、青っぽい、紫っぽい三角が。1階の配置図ですね。出入り口もございますし、建物との出入りも、今後いろいろ詳細を詰めていく中で設置はできるのかなと。

伊藤委員

小林委員と同じような意見なのですけれども、ふと思うと、現状は中学校なのですけれども、今度は小学校なので、やはりあまり死角になるようなところをつくりたくないという安全上のこともありますので、そういう意味では今、校舎ということで、校庭をどう使うかということあまり話題にはならないのかなというところなのですけれども、やはり校庭をどう使うのかということについては、さらに詰めていただけるといいのかなと思いました。

実際、こちらの中学校に伺った際に、中学生に今使用しているの实感を伺ったところ、校庭が非常に使いにくい無駄なスペースがあって、どうにもならないというようなことを言っていた人が複数おりましたので、ぜひ考えていただければと思います。

渡邊委員

前も言っているのですけれども、今回屋上プールが教室と同じフロアにあって、結構平面で動けることを考えたら、やはり夏の時期を外したときにプールにふたをして、何ならバスケットコートとか、そういったコートに利用できるということを考えていただくと。

前のときもやはり生徒数の問題ではなくて、校庭の確保ということで、ここがデッドスペースというよりも、何か有効活用ができるというのが、ハイブリットという言い方なのでしょうか、今の言葉で。必ず一つの目的だけではなくて、いろいろな方法に活用できるという、そういうのも。特徴のある学校においてはそういった工夫を。そうすると教室からそのままここに出られるフラットな高さにありますので、体育館も目の前にあるということを考えれば、お金もかかるのでしょうけれども、どれぐらいかかるのか、そういうことも踏まえて費用対効果とか。

やはり東京の場合は、もう土地はお金なので、物理的制約を受ける中で工夫をせざるを得ない。そうしたときに、今はプールにふたをする技術はそんなに難しい技術ではないですし、既にやっているところもあるので、そのあたりも、あまりにも極端なお金がかかるとか、予算を超えてくるとなると話はまた別なのですから、そういったこともご検討

いただきたい。

前に美鳩小学校のときも言ったのですけれども、いつかどこかでそういうふうやっていかないと。田中委員からも言われたように、本当に東京みたいなこういうスペースが必要であれば、これを室内プールにして、拠点校として、小林委員がいつもおっしゃるように、一つの学校というか、ある程度の南、北、中央で拠点のプールをつくって、そのプールを室内プールとして365日使えるようにして、年間を通してプールの授業を行うような指定をすれば、雨だからやれないとか云々だとか、そういったものに左右されず、それを学校群ごとで、そのプールを利用してやっていくということも考えてはいかがかなと。

だから、どこかで何かを誰かが工夫したものを取り入れないと、いつまでも土地のない都内で、全学校に本当にプール。プールの管理料、その他等も全部考え合わせれば、25校に全部必要があるのでしょうかということも、もう一度ちょっと。地方と違ってどんなに遠くても学校の間で10キロなんていう距離はないので。そういうことを少し検討していく時期にもあるのではないかなという。

考えた末にやはり合いませんでしたということはいいと思うのですけれども、全く考えていませんでしたというのは、少し時代遅れなのかなと。大改革を行っている中野にとっては大切な。小林委員や田中委員がおっしゃられるように、そういったことを私としては考えていただきたいと思いますので、これからのことも踏まえて、ご返事は結構ですので、よろしくお願いします。

伊藤委員

廊下のことをずっと気にしているのですけれども、普通教室が並んでいるところで、例えば廊下が狭いので、四角ではなくて廊下側だけ端の三角の部分の部分を削ってしまうみたいな。教室の端は何があるかとさっきから考えると、割とデッドスペースだったり、お道具が置かれていたりするので、お掃除道具は別のところに置けばそこはあまり要らないかもしれないので、そのスペースを削ってしまうような形でおもしろい空間を、廊下がギザギザしているみたいにしたとか、それだけでも子どもにとっては楽しいかもしれませんし、もうちょっとダイナミックに空間をうまく使うという発想があってもいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

本当に資産として区民も使うかもしれないし、資産として後世に残すということさらさら考えたときに、いいものをつくるとしていただけるといいのではないかなと思うので、よろしくお願いいたします。



入野教育長

よろしいでしょうか。先ほど報告がありましたように、ここから来年の12月ぐらいまで、まだ中については検討の余地があるようでございますので、学校も含めてさらにいいものにしていけるように頑張っていきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、本報告は終了いたします。

事務局報告の3番目、「平成30年度就学相談及び転学・通級相談件数について」の報告をお願いいたします。

子ども特別支援課長

平成30年度就学相談及び転学・通級相談件数につきましてご報告いたします。

資料のほうをご覧いただければと存じます。

1の就学相談でございます。小学校、中学校の就学時に特別支援学級あるいは通常の学級ということで、適切な就学先を検討するための相談でございます。

(1)の小学校の就学相談でございますけれども、表の就学支援委員会の判断、一番上のところですね。こちらの一番右でございます96件というのが、1年間の就学相談の件数になります。こちらの件数ですけれども、そのさらに前年29年度は77件、28年度は60件でございましたので、年々相談件数は増加してございます。

そのうち特別支援学校が適切であろうと判断されたのが18件、区立小学校の特別支援学級が適切であると判断されたのが30件でございます。そのほか通常の学級が適切とされた件数が46件、取り下げが2件ございました。特別支援学校が適切とされた18人のうち、14人は都立特別支援学校に入学し、3人は区立小学校の特別支援学級に入りました。また1人は就学前に区外転出いたしました。区立の特別支援学級が適切とされた30人のうち、15人が特別支援学級に、12人は通常の学級に就学いたしました。3人が区外に転出してございます。

続きまして、(2)の中学校でございます。中学校の就学相談件数につきましては19件ございました。こちらは平成29年度28件、さらに前年の28年度は21件でございました。年度によってこちらのほうは変動がございます。相談19件のうち、都立特別支援学校が適切とされたのは3件、特別支援学級が適切と判断されたのが13件、通常の学級が適切とされたのが2件、取り下げが1件ございました。特別支援学校が適切とされた3人のうち、特別支援学校に入学したのは1人で、2人は区立中学校の特別支援学級に就学いたしました。特別支援学級が適切とされた13人のうち、10人が特別支援学級、1人は通常の学級

に就学し、2人が就学前に区外に転出いたしました。通常の学級が適切とされた2人のうち、区立中学校の特別支援学級に1人、通常の学級に1人が就学いたしました。

次に、2の転学相談の表をご覧ください。転学相談は就学して、途中から特別支援学校または特別支援学級に入りたいというご相談でございまして、小学校のほうは14件、中学校が3件ございました。内訳につきましては、資料のほうをお読み取りいただければと存じます。

3の通級相談でございしますが、小学校は桃花小学校のきこえとことばの教室を利用するための相談でございします。言語障害は相談、入級とも19件、難聴のほうは相談、入級とも3件でございました。中学校のほうは中野中学校の通級指導学級を利用するための相談で、相談、入級とも10件でございました。

4の巡回指導相談でございすけれども、こちらは小学校の特別支援教室での巡回指導を受けるための相談になります。91件相談がございまして、利用開始になったのが85件ということでした。

本件につきましてのご報告は以上でございします。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

田中委員

報告ありがとうございました。転学相談の中で、真ん中ぐらいの、区立の特別支援学級から通常の学級へ移られたというお子さんが2名という報告でしたけれども、これ以外に現場で判断されてそういうふうなことというのはあるのですか。昨年度については区立の特別支援学級から普通の学級へ移った児童は、中野区内で2人という理解でよろしいのでしょうか。

子ども特別支援課長

委員おっしゃるとおり平成30年度におきましては、特別支援学級にいらっしゃった児童のうち、通常の学級にというご相談がありまして、2人がこのように通常の学級のほうに移ったということでございます。

田中委員

相談という形を通さずに、そういうことというのはないわけですね。例えば現場の判断とか。

子ども特別支援課長

現場の判断でということをごさいませんので、このように移る場合には、必ずこの転学相談の仕組みをご利用いただくということになります。

田中委員

この2名という数字が多いとか少ないとか、ほかの例えば特別区の中で見たときに、大体これぐらいの数字なのでしょうか。

子ども特別支援課長

他区の状況については、数字は手元にごさいませんけれども、個々の状況に応じて判断してごさいますので、こちらの判断は妥当だと考えてごさいます。

伊藤委員

二つありまして、小学校の就学相談のところで、区立特別支援学級が就学支援委員会の判断となっていて、実際には通常の学級にいらした方が、半数近い12名となっているのですけれども、その方たちが通常の学級でやっていくためのサポートというか、保障というか、そういった支援がどうなっていくのかということと、そのこととも関係しますが、やはりもう1回特別支援学級を考えようかということも出てくるかもしれないなと思う中で、2点目は、転学相談というのが何年生ぐらいが多かったのかなということをお伺いしたいと思います。

以上です。

子ども特別支援課長

まず小学校のほうの、特別支援学級が適切と判断されて、通常の学級12名ということにつきまして、学校に入ってから支援サポートということであれば、直接児童にということではありませんけれども、支援員もおりますし、学級の中で担任の先生とか、ふだんの様子を見ていただいて、例えばやはり特別支援学級のほうがいいということであれば、保護者のほうにもそのようにお伝えして、ご相談ということになります。

私どもの就学相談の担当といたしましても、入学してしまったらそれで終わりということではなく、その後、就学先でどうであるかというようなこと。適切かどうかというのは、定期的に訪問等をして確認してごさいますので、そこでまた気がついたことがあれば、転学相談のほうにつなげるですとかということ、働きかけも行っているところでごさいます。

もう一つの転学相談でごさいますけれども、数字は手元にありませんけれども、特に特定の学年ということではないと把握してごさいます。

入野教育長

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

最後に、事務局から次回の開催について報告願います。

子ども教育政策課長

次回の開催につきましては、7月26日金曜日午後7時から当教育委員会室におきまして、夜の教育委員会といたしまして、特別支援教室での指導についてを協議テーマとして開催予定でございます。

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第20回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前10時52分閉会